

令和7年度 障害福祉関連事業について

1 障害福祉課の事業

①茨木市立障害者生活支援センターともしび園の再開

茨木市立障害者生活支援センターともしび園の指定管理者に対して指定取消処分を行ったため一時休園していましたが、令和7年6月定例市議会において新たな指定管理者が選定されましたので、令和7年9月からともしび園の運営を再開します。

(指定管理者)	株式会社オールケアライフ	
(再利用希望者数)	20人/43人中	
(サービス開始時期)	生活介護事業	10月から実施
	入浴サービス	10月から実施
	日帰りショートステイ	12月から実施

②新たな障害福祉サービス(就労選択支援)の実施

就労選択支援は、令和6年4月の障害者総合支援法の改正により、令和7年10月及び令和9年4月にそれぞれ段階的に施行される新たな障害福祉サービスです。

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

令和7年10月の施行分においては、就労継続支援B型の利用を新たに希望する利用者が対象となります。また、令和9年4月施行分においては、就労継続支援A型を新たに希望する利用者と、就労移行支援について、標準利用期間を超えて更新を希望する利用者が対象となる予定です。

令和7年度においては、10月の制度開始に向け、かしの木園・支援学校等の機関と調整を進め国の動向を注視しつつ、必要な方に支給決定ができるよう準備してまいります。

③地域生活支援事業 日帰りショートステイの報酬改定

就労する重度障害者家族の増加等を背景とした日中の長時間介護ニーズが高まる一方、日帰りショートステイ事業所の撤退により、サービス提供基盤の持続可能性が懸念されることから、最も利用頻度の高い「4時間未満」の利用区分における報酬単価の増額改定を行い、サービス提供基盤の確保・安定に努めます。

(変更内容) 4時間未満の利用:2,100円→3,000円

(変更期日) 令和7年4月サービス提供利用分から

2 福祉総合相談課の事業

①「地区保健福祉センターの整備について」

地区保健福祉センターでは、地域の身近な場所で、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決等に向けた支援を行っています。

令和7年4月に北保健福祉センターを開設し、市内5圏域全てに地区保健福祉センターを整備しました。引き続き、地区保健福祉センターの機能充実を図り、地域における協働を推進してまいります。

●東保健福祉センター

(西河原二丁目17番4号 茨木市西河原多世代交流センター内)

●西保健福祉センター

(南春日丘五丁目1番8号 茨木市沢池多世代交流センター内)

●南保健福祉センター

(新和町21番27号 茨木市葦原多世代交流センター内)

●中央保健福祉センター

(片桐町4番26号 障害福祉センターハートフル内)

●北保健福祉センター

(上郡二丁目13番14号 ゴウダC&Eビル2階)

②「相談支援事業所開設等補助金について」

障害児・者の相談支援体制の強化を図るため、新たに相談支援事業所を開設する場合や相談支援専門員の増員を行った場合の補助を今年度も実施します。

相談支援専門員の人数や計画相談支援利用率は増加傾向ですが、引き続き、制度の周知等を行い、相談支援専門員の増員に努めてまいります。

補助内容及び補助上限額は、次のとおりです。

【事業所の新規開設】

●開設に必要な経費 50万円

●開設後の運営に必要な経費 120万円(10万円/月、12か月間)

【相談支援専門員の増員】

●相談支援専門員の人件費 約340万円(36か月間)

③「地域生活支援拠点等について」

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応等を担う地域生活支援拠点等について、国の通知に沿って、障害福祉サービス事業所等を地域生活支援拠点等に位置付ける体制を整備しました。

引き続き、障害者が住み慣れた地域で生活を送れる体制の充実に努めてまいります。

3 発達支援課の事業

茨木市障害福祉サービス等利用計画等普及促進事業補助の拡充

障害児相談支援の普及を促進するため、指定相談支援事業所に対して交付している補助金のうち、障害児支援利用計画作成に係る補助単価を、令和7年4月から次のとおり増額するとともに、申請要件や期間等について一部変更しております。

新規作成1件当たり90,000円(これまでは60,000円)